

千葉県急性悪性
家畜伝染病
対応マニュアル

平成27年5月

千葉県

千葉県急性悪性家畜伝染病対応マニュアル目次

I	はじめに	1
II	急性悪性家畜伝染病について	2
III	急性悪性家畜伝染病防疫対応の基本的な考え方	3
IV	発生農場の対応	4
1	防疫作業の流れ	4
2	防疫作業者の流れ	5
3	防疫作業内容	6
V	発生農場周辺への対応	9
1	周辺対策の概要	9
2	移動制限	10
3	消毒ポイント作業内容	11
4	消毒ポイントにおける防疫作業者	12
5	制限区域内の検診	13
6	疾病毎の発生農場周辺への対応の違い	14
VI	伝染病発生から対策本部設置までの流れと対応	15
1	第一段階（通報から対策本部設置まで）	17
(1)	伝染病発生疑いの通報	
(2)	農場への立ち入り、採材	
(3)	精密検査（PCR検査）	
(4)	伝染病発生	
(5)	県対策本部・現地対策本部の設置	
2	第二段階（対策本部設置以降）	17
(1)	防疫措置の準備	
(2)	防疫措置の開始	
VII	その他	
1	現地防疫活動従事者の動員について	18
(1)	現地防疫活動従事者とは	
(2)	動員の方法	
(3)	他部・自衛隊動員の考え方	
(4)	発生規模における動員の例	
2	焼・埋却について	21
(1)	焼・埋却の考え方について	
(2)	焼却処理施設について	
(3)	埋却場所リスト	
(4)	焼・埋却作業内容	
3	現地防疫活動従事者の健康管理について	22
(1)	作業前	
(2)	作業後	
	参考 現地防疫活動従事者に配布する注意書	23

千葉県急性悪性家畜伝染病対応マニュアル

I はじめに

平成 22 年度の宮崎県における口蹄疫、同年秋以降 9 県の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、国は、家畜伝染病予防法の改正、特定家畜伝染病防疫指針の見直しを行った。本県においても、口蹄疫防疫対応マニュアル、高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルを見直し、これらの防疫作業をまとめた千葉県急性悪性家畜伝染病対応マニュアル（本マニュアル）を作成した。

今回、防疫対応の変更等があったことから、口蹄疫対策マニュアル、高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルを見直し、本マニュアルも改訂した。

このマニュアルは、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザを急性悪性家畜伝染病として統合し、伝染病発生時の防疫対応についての概略をまとめたもので個々の伝染病に対する詳細は各マニュアルを活用する。

なお、低病原性鳥インフルエンザ発生時は高病原性鳥インフルエンザの防疫対応に準ずる。

Ⅱ 急性悪性家畜伝染病について

急性悪性家畜伝染病には、「口蹄疫」、「高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ」、「豚コレラ」、「アフリカ豚コレラ」、「牛疫」、「牛肺疫」などがあるが、本マニュアルで対応するのは、「口蹄疫」と「高病原性鳥インフルエンザ」である。

【口蹄疫】

牛、羊、豚など偶蹄類動物が感染し、39℃以上の発熱、多量の泡沫性のよだれを生じ、口、蹄などに水疱やびらんを形成し、疼痛から摂食や運動ができなくなり衰弱していく。非常に伝染力が強く、空気感染、衣類や器具等に付着しての接触感染により地域全体、国全体が短期間で汚染されてしまう。そのため、発生時は迅速な防疫対応が求められている。

平成 22 年 4 月に宮崎県で発生し、牛及び豚農家 292 戸で約 29 万頭の家畜を殺処分した。宮崎県が試算した被害額は、発生後 5 年間で約 2,350 億円となった。

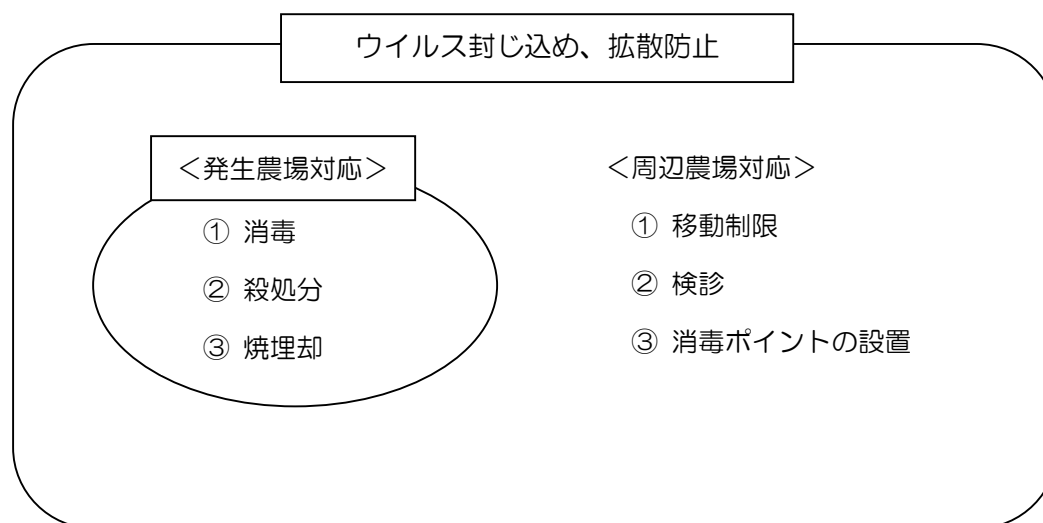
【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ】

鳥類のインフルエンザで、鶏に感染すると高い致死率を示すものを「高病原性」、病原性は高くないが H5 亜型及び H7 亜型のものを「低病原性」という。伝染力が強く、畜産物の安定供給、食の安全を脅かす重大な伝染病である。また、公衆衛生の分野では人への新型インフルエンザウイルスへの変異が心配されている。

我が国では、平成 26～27 年にかけて、H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生し、5 県 8 農場約 4 6 万 8 千羽を殺処分した。

また、平成 22～23 年には、H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザが 9 県 24 農場で発生し、約 183 万羽を殺処分した。本県でも 2 農場で発生し約 97,000 羽を殺処分した。

Ⅲ 急性悪性家畜伝染病防疫対応の基本的な考え方



急性悪性家畜伝染病は、非常に伝染力が強いため、迅速に防疫対応を実施して、ウイルスを封じ込めることが重要である。

1 発生農場対策

- (1) 消毒
- (2) 飼養家畜・家きんの殺処分
- (3) 殺処分家畜・家きん及び汚染物品等の焼却・埋却

2 周辺農場対策

- (1) 発生農場周辺の移動制限及び搬出制限の設定
- (2) 移動制限区域内の検診
- (3) 車両消毒ポイントの設置及び運営

IV 発生農場の対応

1 防疫作業の流れ

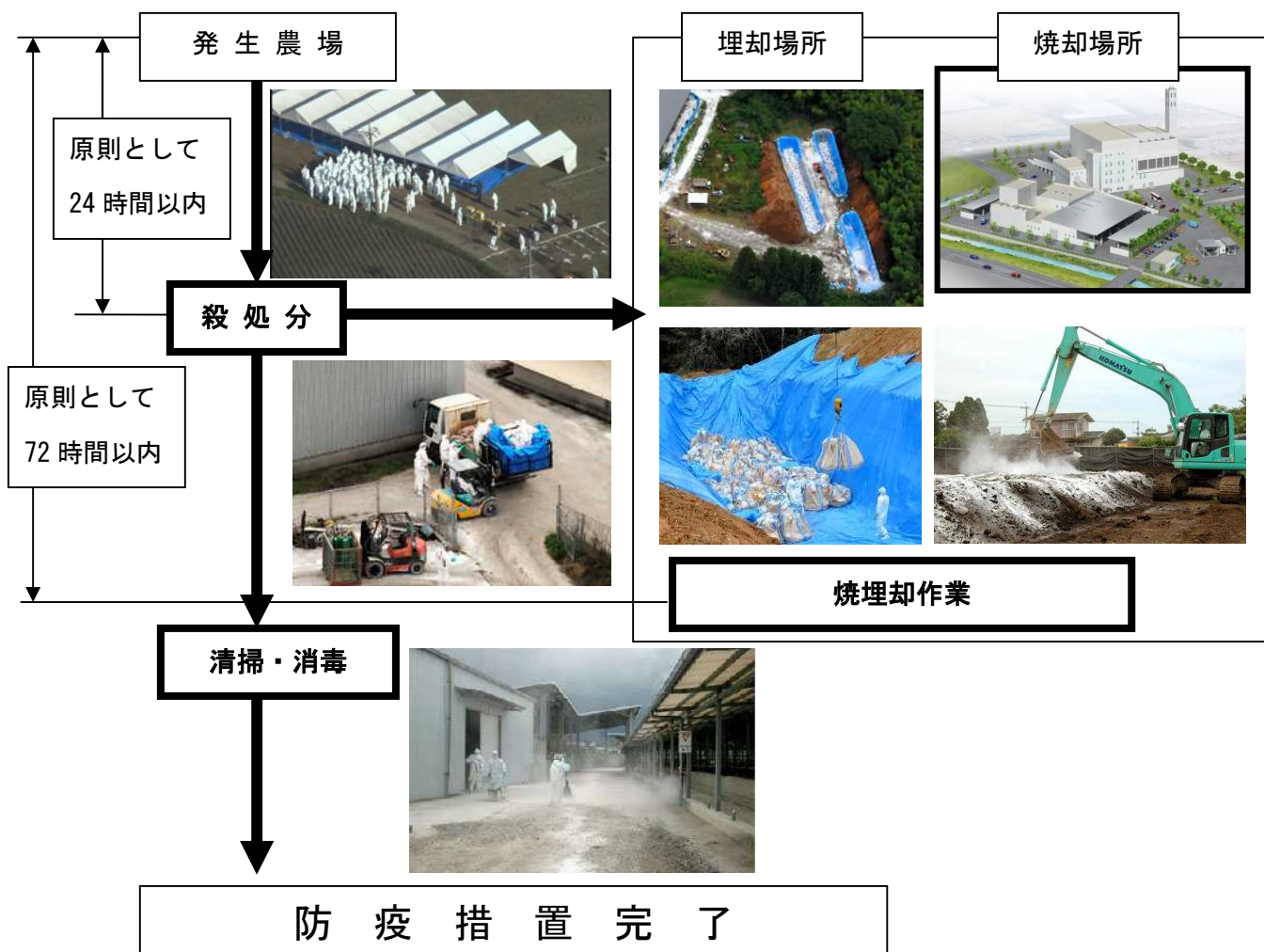
防疫作業は、消毒作業、殺処分作業、焼埋却作業の3つに分けられる。

(1) 鳥インフルエンザの場合

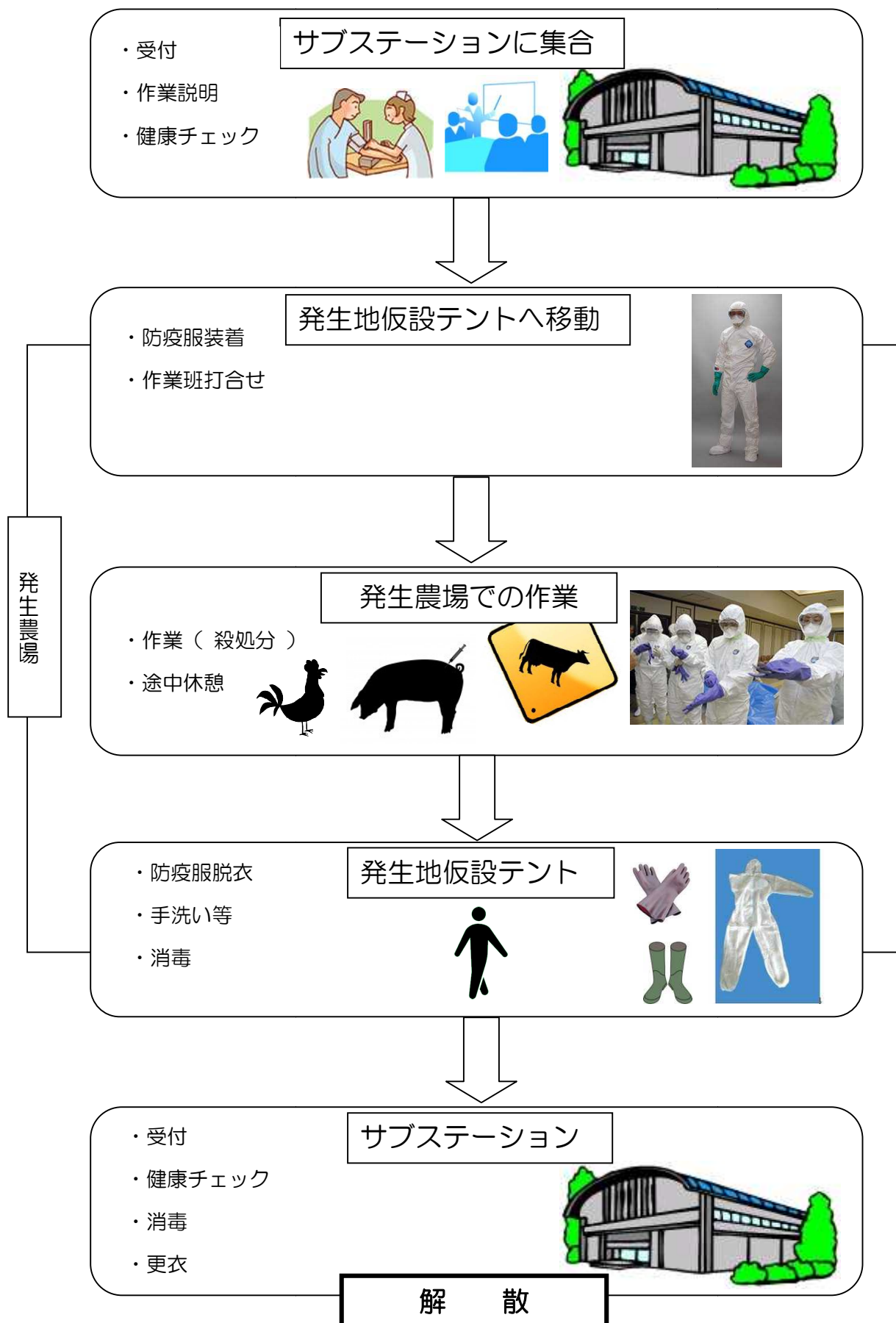
- ①消毒作業・・・畜舎、出入り車両等の消毒
- ②殺処分作業・・・殺処分、搬出、清掃・消毒
- ③焼却作業・・・殺処分家きん等の焼却場での焼却、消毒
- ④埋却作業・・・掘削、汚染物品の投入（場合により殺処分家きんの投入）と埋め戻し、消毒

(2) 口蹄疫の場合

- ①消毒作業・・・畜舎、出入り車両等の消毒
- ②殺処分作業・・・殺処分（獣医師が実施）、搬出、清掃・消毒
- ③埋却作業・・・掘削、殺処分家畜や汚染物品の投入と埋め戻し、消毒
- ④焼却作業・・・汚染物品の焼却場での焼却、消毒



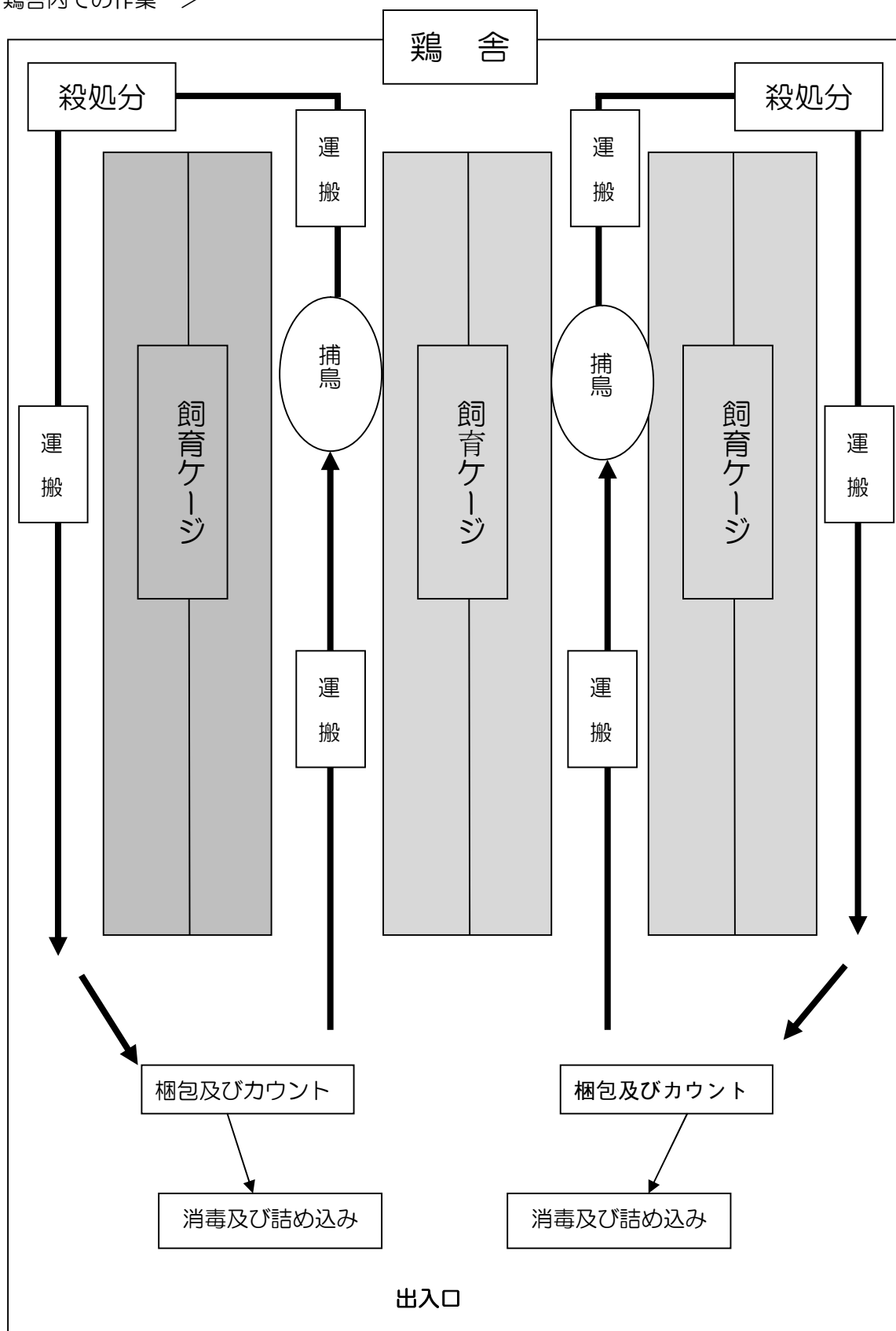
2 防疫作業者の流れ



3 防疫作業内容

(1) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

< 鶏舎内での作業 >



① 殺処分作業

- ・**捕鳥** ケージから鶏を取り出し、運搬係に渡す。
- ・**運搬** 台車に乗せたポリバケツに鶏を入れる。
- ・**殺処分** CO₂ 注入場所へ移動し、5秒間 CO₂ を注入。
- ・**梱包・カウント** 鶏をカウントしながら、
焼却の場合は、プラスチックペールへ10羽ずつ入れる。
埋却の場合は、フレコンバックへ入れる。

② 運搬等作業

- ・ペール又はフレコンバックの積み込み。
- ・焼却場でのペールの重機による積み降ろしと投入口までの運搬、整理。
- ・埋却場でのフレコンバックの重機による積み降ろし。
重機による埋却溝への投入と作業員による整理。
消石灰散布と埋め戻し。

(2) 口蹄疫

① 殺処分作業

(ア) 牛及び成豚は、薬液注射による殺処分で、獣医師が行う。

(イ) 子豚、肥育豚は、CO₂ ガスによる殺処分で作業者が行う。

- ・作業エリアであるダンプの荷台または豚房をブルーシートで覆う。
- ・シートから炭酸ガスが漏れないようにする。
- ・作業エリアへ家畜を移動する。
- ・ガスを注入し、約5分間はそのまま。
- ・死亡確認。(必要な場合は薬液注入。)
- ・搬出班による処分畜の搬出。
- ・殺処分畜のガス抜き処理。

(ウ) 肥育豚は、電気殺を作業者が行う。

- ・コンパネで豚を囲う。
- ・電源を確保して、電殺器を準備する。
- ・保定者は作業スペースへ豚を移動させる。
- ・頭部への通電を行う。
- ・状況により薬殺(獣医師)に切り替える。
- ・感電事故には十分に注意すること。

② 殺処分畜の運搬

- ・ 殺処分畜を重機まで運ぶ。
- ・ 重機でトラックへ積み込む。

③ 畜舎等の清掃、消毒

- ・ 畜舎に残ったふん尿、残飼料等を搬出する。
- ・ 畜舎壁、床や天井・屋根を動力噴霧器で消毒薬を噴霧する。
- ・ 畜舎の外回りに消石灰を散布する。
- ・ 数日間繰り返し行う。

④ 埋却

- ・ 重機で埋却溝を掘削する。
- ・ 運搬車から重機で殺処分畜を降ろす。
- ・ 重機で埋却溝に投入し、作業員が殺処分畜を整理する。
- ・ 消石灰の散布。
- ・ 埋め戻す。

(3) 作業スケジュール

① 高病原性鳥インフルエンザ

- ・ 防疫活動従事者の作業時間は、8時間（1クール）。

〔 作業例〕 殺処分作業（2時間）→休憩（2時間）→殺処分作業（2時間）→休憩（2時間） 〕

- ・ 24時間作業の場合は3クール体制となる。

羽数が多く、殺処分作業が数日にわたる場合は、作業の安全を考慮して2クール体制にすることもある。

② 口蹄疫

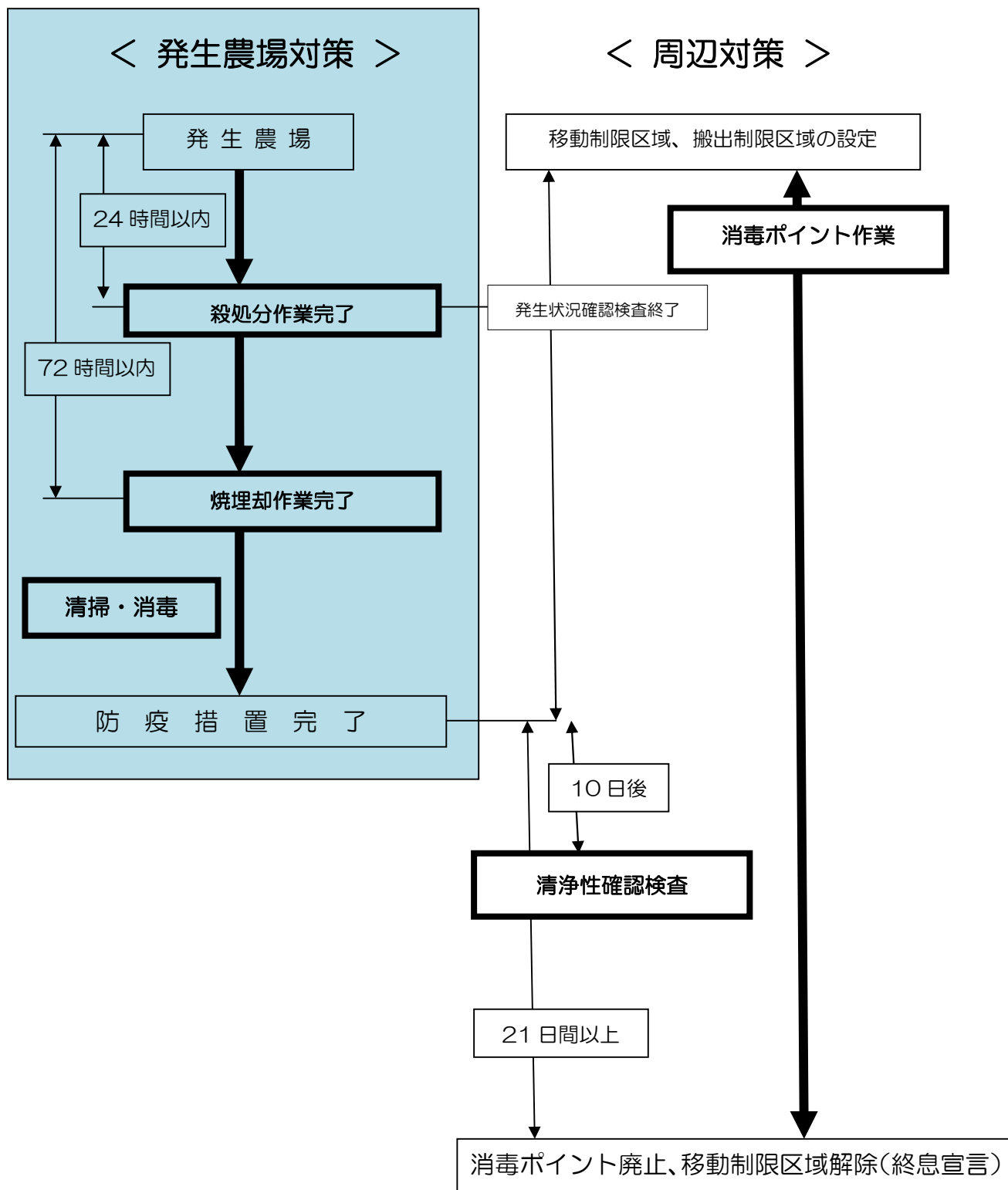
- ・ 防疫活動従事者の作業時間は、8時間（1クール）で休憩含む。

- ・ 24時間作業の場合は3クール体制となる。

夜間作業の安全を確保できない場合は、2クールで実施。

V 発生農場周辺への対応

1 周辺対策の概要



2 移動制限

ウイルスの拡散防止のために家畜等の移動を制限するもので、移動制限区域と搬出制限区域の2つの区域が設定される。移動制限区域は家畜等の移動が禁止される区域であり、搬出制限区域は区域を越えた家畜等の移動が禁止される区域である。

移動制限の設定範囲は疾病により次のように異なっている。

(1) 移動制限区域

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

原則として、発生農場から半径3km以内の家きん等の移動禁止。

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

原則として、発生農場から半径1km以内の家きん等の移動禁止。

ウ 口蹄疫の場合

原則として、発生農場から半径10km以内の家畜等の移動禁止。

(2) 搬出制限区域

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

原則として、発生農場から半径3kmを越え半径10km以内の区域について、家きん等の搬出禁止。

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

原則として、発生農場から半径1kmを越え半径5km以内の区域について、家きん等の搬出禁止。

ウ 口蹄疫の場合

原則として、発生農場を中心とした半径10kmを越え半径20km以内の区域について、家畜等の搬出禁止。

3 消毒ポイント作業内容

(1) 消毒ポイント設置準備

- ・ 連絡を受けたら、動力噴霧器、消毒タンクを積んで指定された場所に集合。
なお、状況により消毒ポイントに集合となる場合がある。
- ・ 現地対策本部から説明をうける。

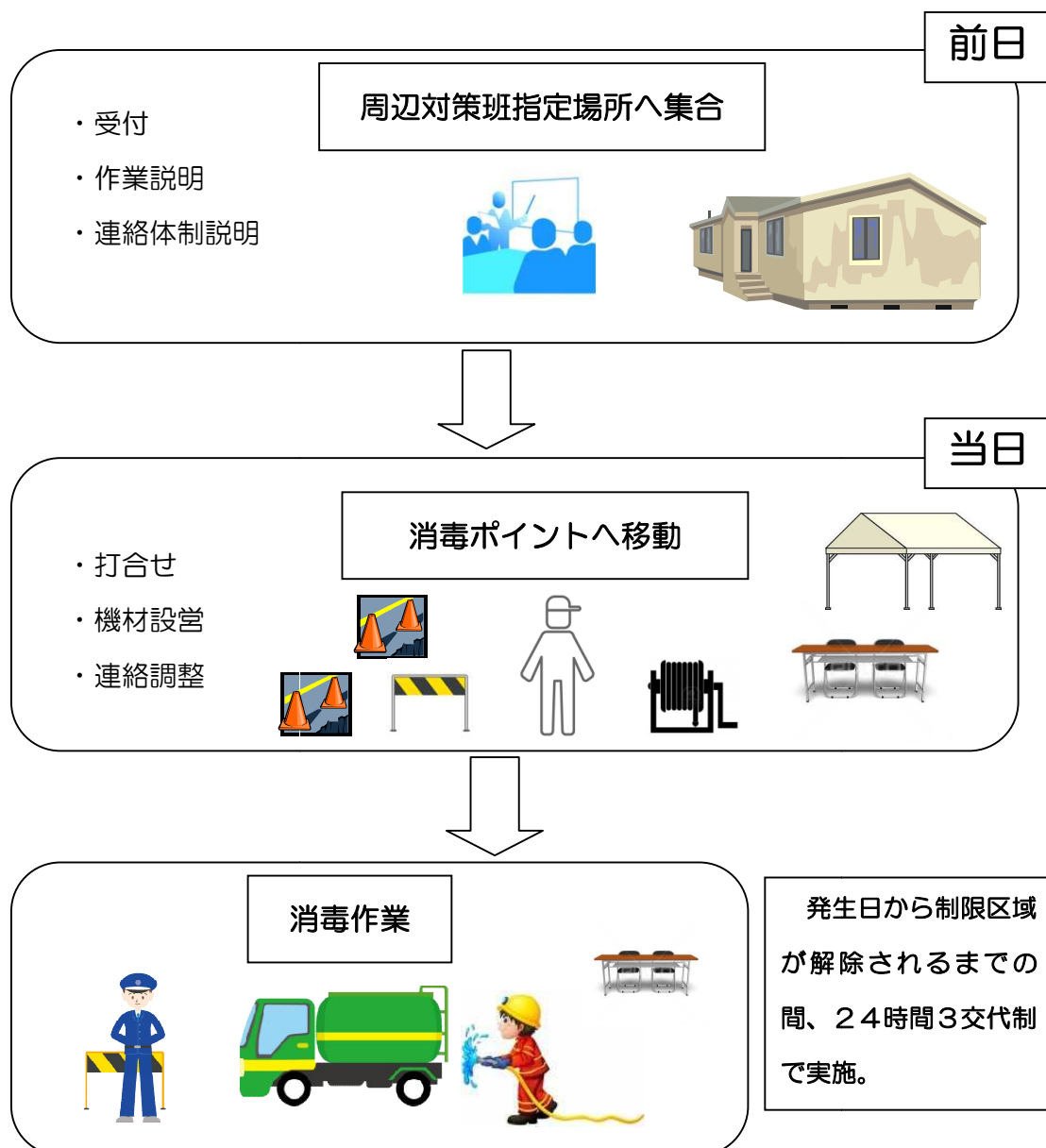
(2) 消毒ポイントの設置

- ・ 現地対策本部が機材、看板等を持ち込む。
- ・ 消毒ポイントの設営を行う。

(3) 消毒作業

- ・ 消毒作業は、原則24時間実施。1クールは8時間作業。
移動制限区域解除まで実施する。(23~30日間ぐらい)
- ・ 車両を消毒場所に引き込み、動力噴霧器による消毒薬を散布する。
引き込み場所がない場合は、道路上で消毒する。警察の指示に従う。
- ・ 畜産関係車両は、車両のタイヤ周りを中心に荷台や運転席も含めて消毒を行う。
- ・ 場合により一般車両も消毒を行う。なお、農場に出入りした一般車両は、畜産関係車両と同様に車体消毒を実施する。
- ・ 給水は、給水車による場合又は指定場所で給水する場合がある。
- ・ トイレは、簡易トイレ等の設置。設置できない場合は指定する場所を利用。

4 消毒ポイントにおける防疫作業者



<1か所あたりの消毒ポイント人員>

- ・ 総括・記録 1名（県職員）
- ・ 誘導係 1名（県又は市町村職員）
- ・ 消毒係 2名（業者又は県職員）
- ・ 交通整理 2名（警察を配置）

<消毒ポイント設置例>

- 口蹄疫
 - ・ 発生農場周辺(1km) 10か所
 - ・ 移動制限区域(10km) 10か所
 - ・ 搬出制限区域(20km) 5か所
- 鳥インフルエンザ

	高病原性	低病原性
・ 発生農場周辺(1km)	3か所	—
・ 移動制限区域(1~3km)	4か所	3か所
・ 搬出制限区域(5~10km)	4か所	4か所

5 制限区域内の検診

発生農場周辺におけるウイルスの有無を把握するため、発生直後及び発生農場の防疫措置完了後 10 日が経過した後に検診を行う。

検診の対象及び検査方法は疾病により次のように異なっている。

(1) 発生状況確認検査

ア 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの場合

- ・発生確認後 24 時間以内に、移動制限区域内にある農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離及び血清抗体検査を実施する。

イ □蹄疫の場合

- ・発生確認後、直ちに、移動制限区域内の農場に電話で異常家畜の有無を確認する。
- ・原則として 24 時間以内に、発生農場から半径 1 km 以内の区域にある農場及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材する。
- ・その後、移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査を実施する。

(2) 清浄性確認検査

ア 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの場合

- ・発生農場の防疫措置完了後 10 日が経過した後に、移動制限区域内にある農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離及び血清抗体検査を実施する。

イ □蹄疫の場合

- ・発生農場の防疫措置完了後 10 日が経過した後に、移動制限区域内にある農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体を採材する。

(3) 消毒ポイント

ア 消毒ポイントの設置

車両等によるウイルスの拡散を防止するため、発生農場周辺(発生農場からおおむね半径 1km の範囲内)、移動制限区域及び搬出制限区域の境界に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を行う。

イ 消毒確認書の発行

消毒完了後、消毒確認書を発行する。

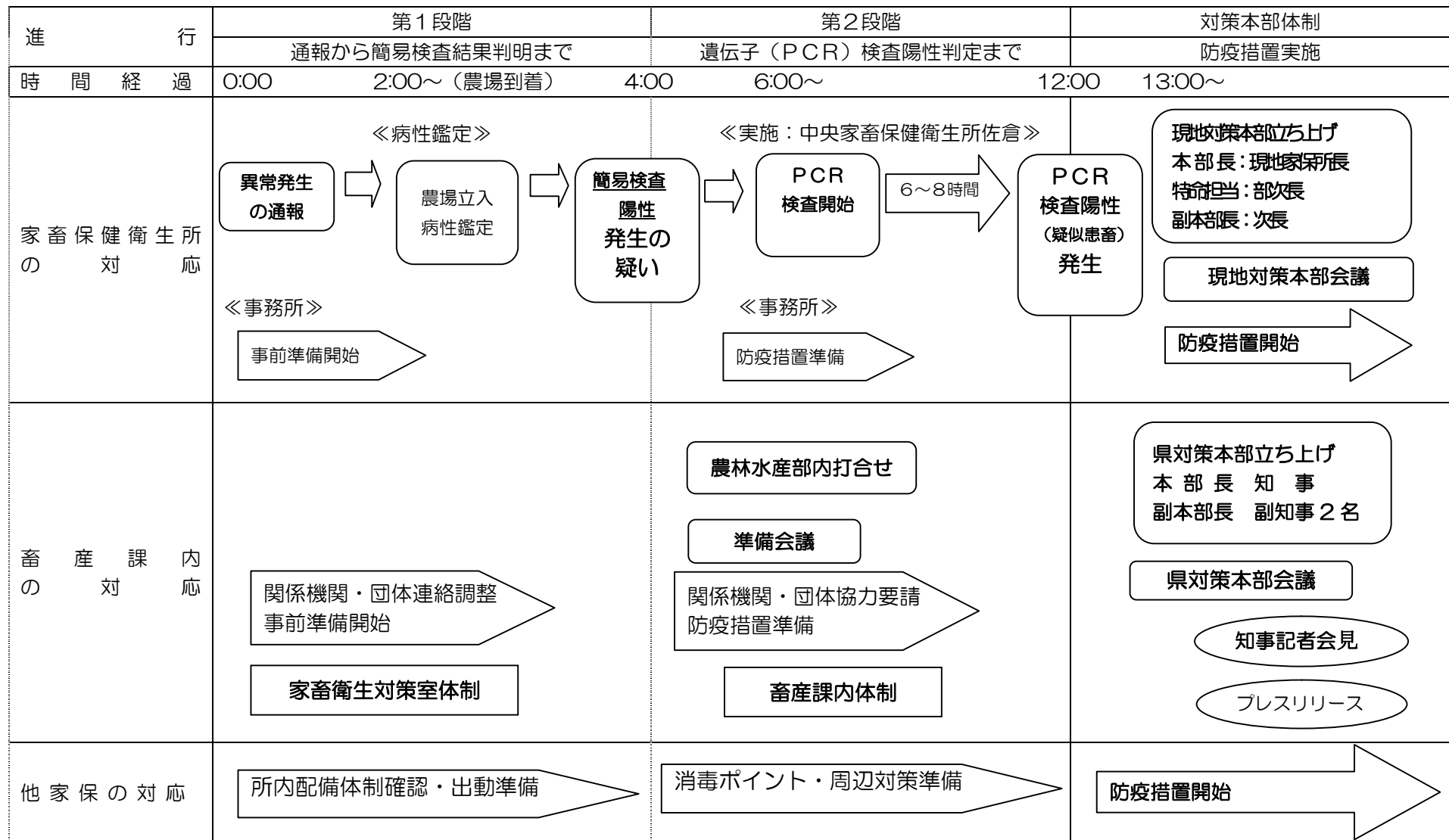
6 疾病毎の発生農場周辺への対応の違い

(特定家畜伝染病防疫指針)

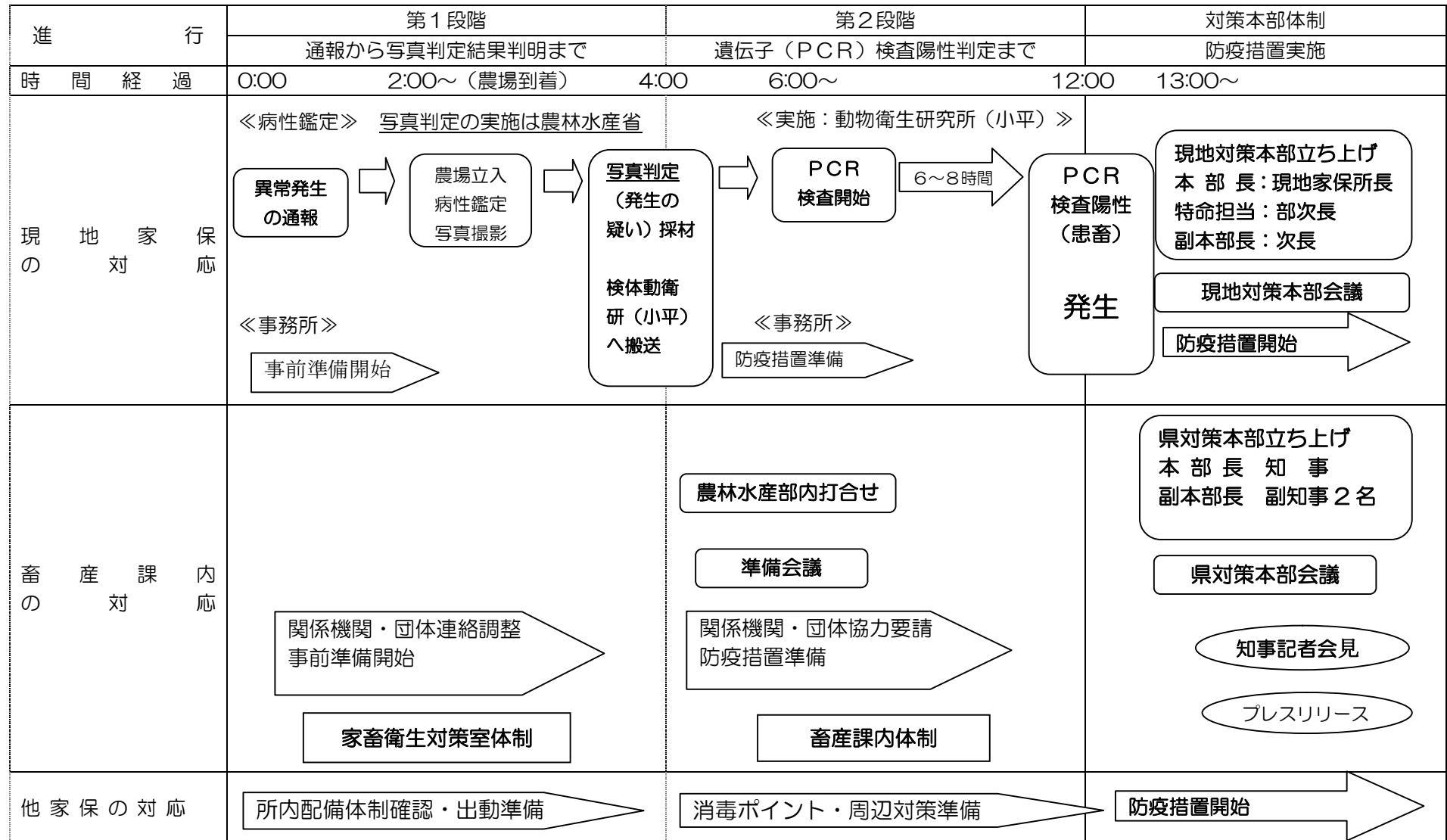
疾病名		高病原性鳥インフルエンザ	低病原性鳥インフルエンザ	口蹄疫	
移種制限区域		3km	1km	10km	発生農場 中心とする
搬出制限区域		3~10km	1~5km	10~20km	発生農場 中心とする
検 診	発生状況 確認検査	移種制限区 域内鶏農家 (24時間以内)	制限区 域内鶏農家 (24時間以内)	1km以内 及び移種制限 区域内大規模 農家(24時間以内 引き続き、移種制限区 域内農場ご立入り)	
	清浄性 確認検査	移種制限区 域内鶏農家	制限区域内鶏農家	移種制限区域内農家	防疫措置 完了後10日
消毒ポイントの設置		1km 3km 10km	1km 5km	1km 10km 20km	

VI 伝染病発生から対策本部設置までの流れと対応

1 高病原性鳥インフルエンザ



2 □蹄疫



1 第一段階(通報から簡易検査・写真判定結果判明まで)

(1) 伝染病発生疑いの通報

農場から家畜保健衛生所に「口蹄疫を疑う症状」、「異常家きんの発見」の通報。

(2) 農場への立ち入り、採材

家畜保健衛生所は農場に立ち入り、現場の発生状況等の調査を実施。併せて以下を実施。

ア 口蹄疫の場合

症状の確認及び病変部を写真撮影し、動物衛生研究所へ送付する。

イ 高病原性鳥インフルエンザの場合

症状の確認及び死亡鶏・異常鶏の簡易検査を実施。

「口蹄疫の疑い」、「鳥インフルエンザ簡易検査陽性」の場合は、検体を採材する。

(3) 精密検査用検体の採材

病畜から検体を採材し、口蹄疫の場合は(独)動物衛生研究所、鳥インフルエンザの場合は千葉県中央家畜保健衛生所・佐倉へ搬入する。

2 第二段階(遺伝子検査陽性判定まで)

(1) 防疫措置の準備

対策本部が策定した農場防疫措置計画に基づき、必要な防疫措置要員の動員と防疫資材・機材の準備を行う。準備会議の開催。

(2) 伝染病発生

精密検査の結果陽性となった場合、伝染病発生となる。

3 対策本部体制(防疫措置実施)

(1) 県対策本部・現地対策本部の設置

県庁内に県対策本部、発生地の家畜保健衛生所に現地対策本部をそれぞれ立ち上げる。

(2) 防疫措置の開始

ア 発生農場対策

飼養家畜・家きんの殺処分、畜舎内の清掃・消毒、殺処分家畜・家きん及び汚染物品の焼埋却を実施。

イ 周辺対策

(ア) 移動制限

移動制限区域内にある畜産農家の家畜や汚染物品の移動を禁止する。

(イ) 移動制限区域内の検診

移動制限区域内の畜産農家に立ち入り、臨床検査、検査材料の採材を行う。

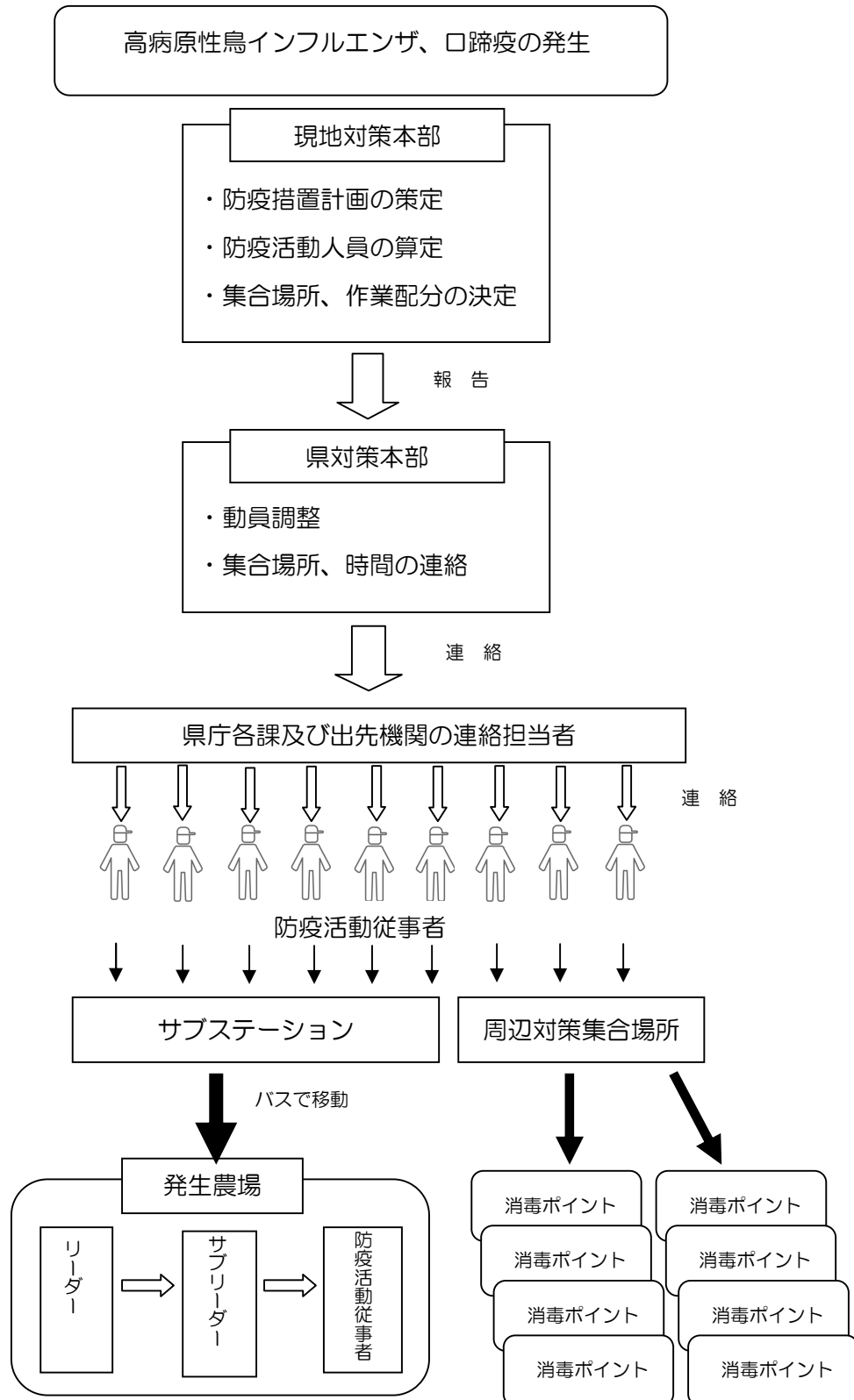
(ウ) 消毒ポイント

発生農場周辺、移動制限区域及び搬出制限区域の境界に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両(必要に応じて一般車両)を消毒する。

Ⅶ その他

1 防疫活動従事者の動員について

現地対策本部の防疫措置計画に基づき、県対策本部が、県庁各課に防疫活動従事者の派遣を要請する。また、状況により国、各県、関係機関、自衛隊及び獣医師等に活動要請を行う。



(1) 防疫活動従事者とは

現地対策本部発生農場対策班において、作業人員が不足する場合に県対策本部が派遣する県庁各課・出先機関等の職員である。

(2) 動員の方法

ア 防疫活動従事者動員名簿

畜産課は毎年度当初、関係部局庁各課・出先機関に動員名簿作成提出を依頼し、とりまとめて「防疫活動従事者動員名簿」として管理する。

イ 派遣

県対策本部は現地対策本部から防疫措置計画に基づく防疫作業従事者の派遣要請を受けた場合、「防疫活動従事者動員名簿」をもとに、下記の順番で従事者を派遣する。

第1段階：サブリーダー*及び発生地域近隣在住の防疫活動従事者を選出、関係各機関への依頼人数を決め、連絡責任者(主・副)に「防疫活動従事者派遣名簿(案)」の提出を依頼する。

*サブリーダーとは、県防疫演習等で防疫作業内容を熟知した畜産関係職員等であり、連続して作業従事にあたり、発生地対策班のリーダーの指示に従い、防疫活動従事者を指揮する者。

第2段階：発生地より離れた地域の防疫活動従事者を選出、関係各機関への依頼人数を決め、連絡責任者(主・副)に「防疫活動従事者派遣名簿(案)」の提出を依頼する。

その際、県庁各課・出先機関の所属長は本人の同意を確認し「防疫活動従事者派遣名簿」を作成し、県対策本部に報告する。

(3) 他部、自衛隊動員の考え方

ア 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの場合

農林水産部の防疫活動従事者動員名簿登載の要員で不足する場合には、全庁職員に防疫活動従事者の動員を依頼する。

全庁職員の動員でも不足する場合には、県内畜産関係団体、個人開業獣医師、国・他都道府県の職員及び自衛隊に応援を要請する。

イ 口蹄疫の場合

牛、豚の薬殺は獣医師である必要があるため、農林水産部の獣医師職員の動員では不足する場合、県内畜産関係団体、個人開業獣医師、国・他都道府県の獣医師の派遣を依頼する。

殺処分以外の消毒清掃、焼埋却については、当該市町村、農林水産部職員、県庁全庁職員、自衛隊の順に派遣を依頼する。

(4) 発生規模における動員の例

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

(ア) 鶏 60,000 羽以下飼養規模の場合

農林水産部職員の動員及び当該市町村職員で対応

(イ) 鶏 60,000 羽～100,000 羽飼養規模の場合

全庁職員の動員及び当該市町村職員で対応

(ウ) 鶏 100,000 羽以上飼養規模の場合

(ア)、(イ)に加えて自衛隊の応援を依頼

イ 口蹄疫の場合

(ア) 牛 500 頭又は豚 5,000 頭飼養規模の場合

農林水産部職員の動員及び当該市町村職員で対応

(イ) 牛 500 頭～900 頭又は豚 5,000 頭～9,000 頭飼養規模の場合

全庁職員の動員及び県内畜産関係団体・開業獣医師の応援を要請。

(ウ) 牛 900 頭又は豚 9,000 頭以上飼養規模の場合

国及び他県獣医師の派遣を要請。

(ア)、(イ)に加えて自衛隊の応援を要請。

2 焼・埋却について

(1) 焼・埋却の考え方について

ア 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの処分鶏は、原則、埋却処分又は焼却施設での焼却処分とする。

イ 口蹄疫の処分家畜は、原則、埋却処分とする。

ウ 飼料、家畜ふん、防疫措置に係る廃棄物等の汚染物品は、原則、埋却処分とする。

(2) 焼却処理施設について

平成20年に実施した県内各市町村のごみ焼却処理施設の状況調査では、施設は51施設あり、そのうち、約半数の25施設で殺処分した家きんの焼却処理に受け入れ可能な意向を示している。1施設当たりの平均処理能力は20トン/日量であり、処理能力の10%を鶏焼却に当てると仮定すると1施設あたりの処理可能羽数は、約10,000羽/日量となる。(※鶏1羽2kg)

家保名	全施設数	処理日量(ト)	受入可能施設数	処理日量(ト)
中央	22	587	12	331
東部	8	91	5	64
南部	10	89	5	69
北部	11	131	3	36
合計	51	898	25	500
平均	処理能力	18トン/日		20トン/日
	処理羽数	約9,000羽/日		約10,000羽/日

※処理日量については、全処理能力の10%で算出した。

(3) 埋却場所リスト

万一口蹄疫が発生した場合は、殺処分後、埋却が基本となる。家畜伝染病予防法により、畜主が埋却地を確保すると規定されている。

また、埋却地が利用できない万が一に備え、国有地及び県有地等の埋却候補地リストを作成した。

3 防疫活動従事者の健康管理について

(1) 作業前

防疫作業は、高温、多湿、ほこり等の環境下で行うので、作業前の健康チェックは重要である。事前に問診票による自己チェックを行い、異常がある場合には申し出ること。

なお、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の場合は、感染症法に基づく感染防止に関する説明がある。

(2) 作業後

作業後、体調が悪い人は、医師による診察を受けること。

また、高病原性鳥インフルエンザの防疫作業後は、健康調査が実施され、医師の診察により、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の処方を受けることもある。

防疫作業従事者の皆様へ

集合場所：○○○○○○○○

集合時間：午前○○時○○分

(Ⅰ) 作業前の注意

- 1 当日は、作業服(長ズボン、長袖シャツ)、靴下を着用してきて下さい。
- 2 貴重品は必要最低限の現金、携帯電話等のみにして下さい。貴重品は管理できません。また、作業中は防護服で覆われているため携帯電話の使用や腕時計を見ることはできません。
- 3 タオル、着替え用Tシャツ等を持参して下さい。

昼食はこちらで準備します。

自宅が養鶏農家又は偶蹄類飼養農家の方、趣味で鳥類又は偶蹄類を飼養している方は、発生農場における業務には従事できません。移動規制係や、集合場所におけるサポート業務に回っていただきますので、集合場所で、作業班分け時に申し出て下さい。

(Ⅱ) 集合場所での注意

- 1 各自体温を測定し、問診票に記入して下さい。
- 2 体調不良が認められた方等については、作業への従事を見合わせていただくか、もしくは他の作業に変更していただきます。
- 3 問題がなければ、防疫員の指示により作業係・グループの指定を受けて下さい。
- 4 防護キットを受け取り、防護服(白いつなぎ)の背中に、マジックで大きく「名前係ーグループ」を書いて下さい。(例：千葉太郎 消(焼,埋)ー1)。殺処分係は2グループを7班に分けるので、「名前 係ーグループー班」となります(例：千葉次郎 処ー1ー1)。
- 5 貴重品は配ったビニール袋に入れて身につけて下さい。
- 6 防護キットは指導に従って着用して下さい。
- 7 集合場所に私物を置くことはできますが、保管に責任が持てませんのでご了承下さい。

(Ⅲ) 移動(集合場所→防疫活動拠点へ)

- 1 集合場所で防護服を着用したらバスで防疫活動拠点に移動します。
- 2 移動中はマスクやゴーグルは外してかまいません。

(Ⅳ) 防疫活動拠点

- 1 着替え用Tシャツや作業着・タオル・自分の靴等は配布したビニール袋に入れ名前を記入して置いていて下さい。貴重品は身につけて下さい。
- 2 指示に従ってゴーグル・手袋・マスク等を全てきちんと着用し、サンダルに履き替え、引率者の指示に従い農場に向かいます。

(V) 農場

- 1 農場内に入る前に長靴に履替えます。

(VI) 作業実施中の注意

- 1 一日の初回作業時に作業スケジュール及び作業内容について防疫員の説明を受けて下さい。
- 2 作業中はマスク・ゴーグルをはずさないで下さい。ゴーグルが曇った場合はリーダー・サブリーダーに申し出て下さい。リーダー・サブリーダーは防護服に赤か青の印があります。
- 3 防護服・手袋等が破損した場合は作業を中止しリーダーに申し出て新品と交換して下さい。
- 4 作業中に気分が悪くなったり、けがをした場合は、周囲の人又はリーダーに申し出て下さい。清浄ゾーンに救護班が待機しています。
- 5 農場では作業場所以外には立ち入らず、むやみに農場の設備・器具に触らないで下さい。
- 6 トイレは可能な限り休憩時に済ませておいて下さい。農場作業中に用を足したくなった場合は、清浄ゾーンに仮設トイレがあります。防護服を全て所定の方法で脱衣した上で清浄ゾーンに移動して下さい。

(VII) 作業終了時

- 1 作業終了時はゴーグル・マスク・防護服を勝手に外さず、必ず指示に従って所定の方法で防護キットを脱衣して農場の敷地外に出て下さい。

(VIII) 移動－防疫活動拠点

- 1 1クール2時間の作業を終えたら、脱衣して防疫活動拠点で休憩を取ります。休憩時間は、移動時間を含めて2時間です。休憩時は水分を十分にとり、トイレを済ませて下さい。

(IX) 防疫活動拠点－移動－農場

- 1 再び農場に移動する前に防護キットを着衣します。あとは同じです。

(X) 1日の作業終了後の注意

- 1 1日3クールの作業を終えたら、防疫活動拠点を經由して集合場所に戻ります。
- 2 集合場所では必ず作業後の健康調査を受けて下さい。
- 3 必要がある場合、医師から抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル)の処方がある場合があります。予防投薬についての説明を十分理解し、同意書に署名の上、医師から投薬を受けて下さい。(鳥インフルエンザ防疫対応の場合のみ)
- 4 作業服・下着・タオルは各自で持ち帰り、必ず洗濯して下さい。
- 5 帰宅後は速やかに入浴・シャワー等で全身を洗って下さい。
- 6 作業従事後 10 日間は各自で、「様式〇 HPAI 接触者モニタリング表」に記入し、各所属のとりまとめ担当者に提出して下さい。とりまとめ担当者は全員分をまとめて各地域の健康福祉センターにファックスにて報告します。(鳥インフルエンザ防疫対応の場合のみ)
- 7 体調不良を感じた時は近くの健康福祉センターへ速やかに申し出て下さい。
- 8 作業終了後は、当分の間、他の養鶏場、偶蹄類飼養農場に立ち入らないで下さい。また、鳥類・偶蹄類との接触を避けて下さい(愛玩鳥、動物園や学校飼育鳥等)。